

地域の活動で子供たちや保護者に関わる みなさまへ

児童虐待への対応のポイント ～見守り・気づき・つなぐために～



子供たちや保護者と関わる中で
「あれ?」「もしかして?」と思ったら、
ためらわずに相談・通告してください。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

児童虐待とは？

児童虐待とは？

児童虐待は、しつけとは異なり、子供の成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。次の4つのタイプがあります。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、おぼれさせる
- 家の外にしめだす など

性的虐待

- 子供への性的行為
- 性的行為を見せる など

ネグレクト

- 子供を残して外出する
- 食事を与えない など

心理的虐待

- 言葉によっておどかす
- 無視する
- 面前での家庭内暴力 など



子供にどんな影響を及ぼすの？

身体的影響

- 外傷、栄養障害、体重増加不良、低身長
- 発育・発達が遅れる可能性 など



知的発達面への影響

- 安心できない環境での生活などにより、知的発達が十分得られない可能性 など

心理的影响

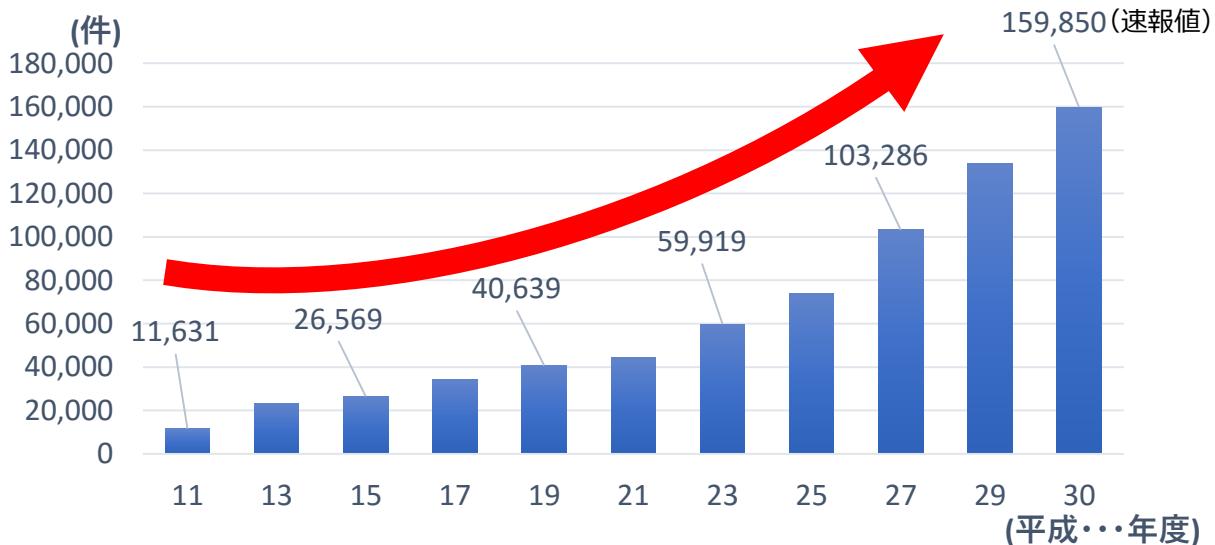
- 自己肯定感が持てない状態
- 対人関係における問題 など



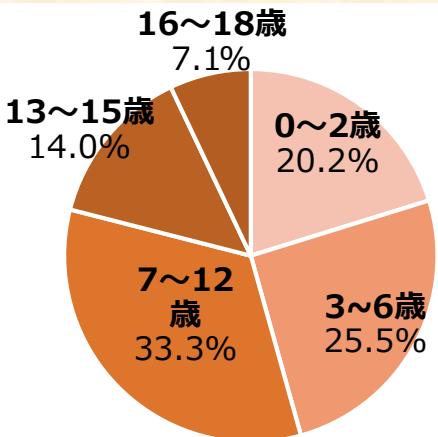
児童虐待の現状

児童相談所での児童虐待相談対応件数

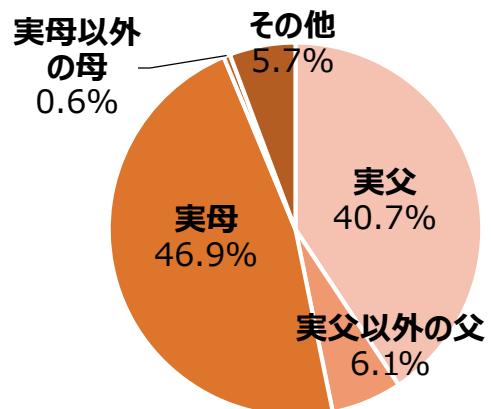
相談対応件数は、平成11年度に比べて平成30年度には、**約13.7倍**になっています。



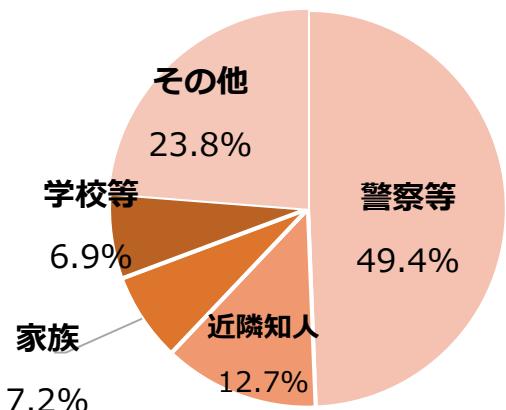
虐待を受けた子供の年齢



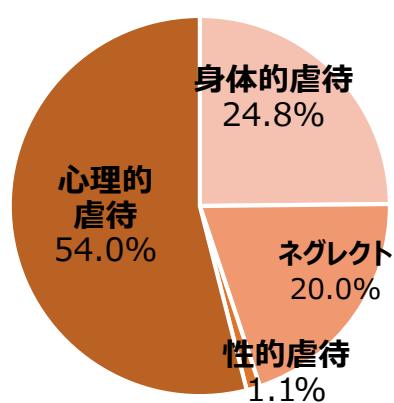
虐待をした主な者



相談の主な経路



虐待相談の内容

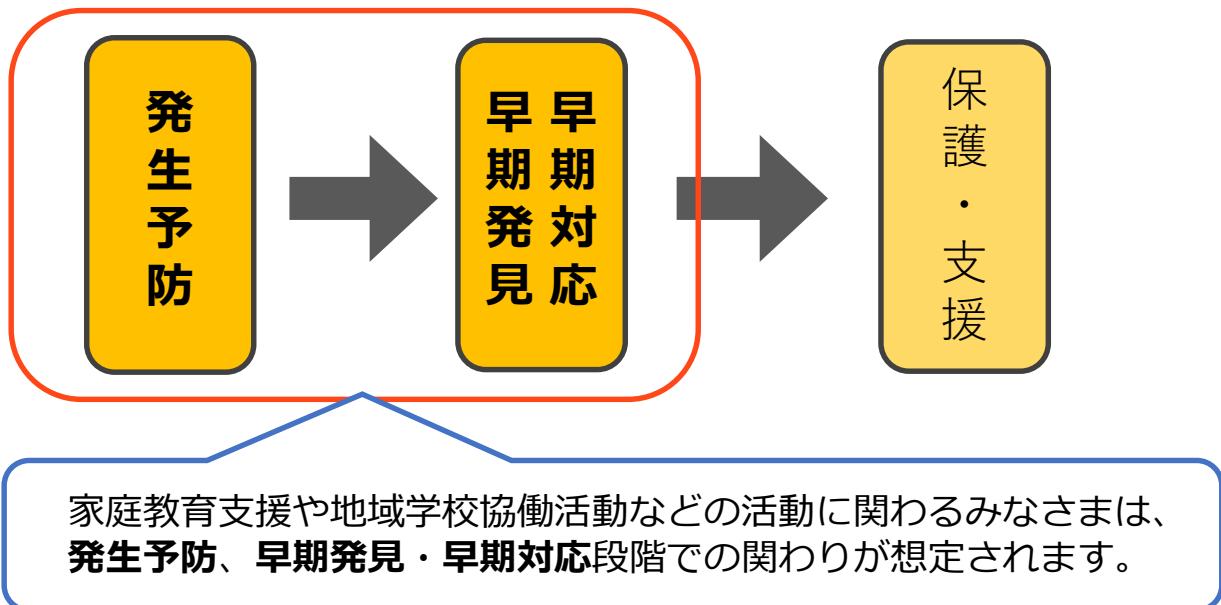


出典：平成29年度福祉行政報告例より作成

多くの子どもたちや保護者と関わる

児童虐待防止の流れ

児童虐待を防止するためには、以下のフローの中で、様々な関係者が適切に対応することが必要になります。



地域社会全体で子どもたちを育む体制づくり

虐待をしてしまう保護者は、子育て・家庭教育に困りごとや悩みごとを抱えている保護者でもあります。みなさまの活動を通じて、保護者が安心して子育てできる環境づくり、すべての子どもたちの成長を地域全体で支えていく体制づくりを進めていくことが必要です。



活動だからできることがあります

日々の活動での気づきが早期発見に

地域における家庭教育支援や地域学校協働活動などの活動は、日常的に多くの保護者や子どもたちと触れ合います。いつもと違う様子や言動など、みなさまの気づきが早期発見につながります。



活動を通じたつながりや声かけが未然防止に

児童虐待は、**地域からの孤立やサポートの薄さ、育児ストレス**などの様々な要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。

みなさまの声かけや日頃からのつながりが、保護者の不安を軽減することにもつながります。



関係機関との連携がいざというときにも機能

学校や子育て世代包括支援センターなどの関係機関や、スクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携することは、家庭教育支援や地域学校協働活動そのものを充実するためにも必要ですが、いざというときの相談・通告を円滑に進める上でも効果的です。



※ 学校においては、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（裏面の「参考資料」に掲載）をもとに対応しています。地域において、家庭教育支援や地域学校協働活動などに関わるみなさまは、こちらの手引きもご参照の上、学校との連携については、あらかじめ、学校と認識を共有しておくとよいでしょう。

虐待かも？と思ったら

児童虐待のサイン

衣服やからだが
いつも汚れている

いつも泣き叫ぶ声
がする

子育てに拒否的・
無関心

不自然な傷や打撲
のあと

子供のけがについて不自然な説明

夜遅くまで一人で
家の外にいる

いつも怒鳴り声が
する



ためらわずに相談・通告を！

虐待かもと思ったら、子供の利益を一番に考え、ためらわずに専門機関などに通告（連絡）しましょう。通告した方に関する秘密も守られます。



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

通告するときは何を伝えればいいの？

わかる範囲で以下のような情報を伝えましょう。

- ◆ 子供・保護者の氏名、年齢など
- ◆ 外傷や症状（誰から、いつから、どのような）、外傷・症状に関する子供本人の説明（あれば）
- ◆ 家庭の状況（家族関係、きょうだいや家族についての情報）



あらかじめ最寄りの連絡先を

【児童相談所】

地域の連絡先

児童相談所



※児童相談所 全国共通ダイヤル 189 いちはやく

以下のような場合は、児童相談所に連絡しましょう。

- ① 明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ 子供自身が保護・救済を求めている場合

【市町村（虐待対応担当課）】

地域の連絡先

課（係）



通告の判断に迷った場合や緊急でない場合は、市町村(虐待対応担当課)に連絡しましょう。

【警察への通報】

地域の連絡先

警察

課（係）



上記の①～③や子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合には、上記への連絡と合わせて、警察にも連絡しましょう。

参考資料

- 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和元年5月9日作成）
→ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



- リーフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」
→ <http://sukoyaka21.jp/ainomuchizer0>



- 子供たちの未来をはぐくむ家庭教育
(家庭教育に関する情報発信をしているHP)
→ <http://katei.mext.go.jp/contents4/index.html>



- 訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き
→ http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1368962_02.pdf



- 学校と地域でつくる学びの未来
(地域と学校の連携・協働に関する情報発信をしているHP)
→ <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>

